

## 産業構造審議会産業技術環境分科会第2回基準認証小委員会議事録

1. 日時：平成29年6月15日（木） 15：00～17：00

2. 場所：経済産業省別館9階 別館944共用会議室

3. 出席委員：

浅見委員、天野委員、有田委員、安藤委員、金森委員、駒沢委員、坂本委員、辰巳委員、堤委員、長田委員、長谷川委員、日高委員、松本委員、三上委員、持丸委員、山中委員、米岡委員

4. 議事次第

新たな基準認証の在り方について

○日高委員長 ただいまから第2回産業構造審議会産業技術環境分科会基準認証小委員会を開催いたしたいと思います。

本日は、改めまして、大変お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

前回は多少振り返ってみますと、標準化の認証の在り方について、グローバルなビジネスとの結びつき、研究開発、そして知財との関係が標準や認証からみても大変重要であるということを、皆さん、認識されたと思うのですが、標準化体制の強化が必要であろうというのが第1点目でございます。

第2点目でございますけれども、標準化プロセスをのんびりやっているのではいけなくて、やはり迅速化が必要で、それから担当する範囲もサービス分野への拡大が必要であろうし、そういうことが期待されているというのが2番目です。

3点目としては、国際標準化を進める上では、残念ながら現状をみると人材が不足しているということで、その確保を行おうということもありますし、もう1つは、ぜひ企業のトップの方が積極的にコミットする。そのような点も重要だろうということが挙げられておりました。

さらにいえば、4点目としては、現在、この場は経済産業省が主体となって動いていますけれども、標準化の問題はいろいろな分野がございますので、関係府省との、特に規制の問題との関係というようなことで、省庁の壁を超えたところでのいろいろな問題、それから消費者目線のところでの関与の在り方、さらには、最初は余り考えていませんでしたが、保険会社の関与というの、議論に加えるのがいいのではないかとご発言があり

ました。保険会社の役割などについて、前回にも多くの視点から示唆に富む議論があったと考えております。

今回は、今日からご参加いただいている委員の皆様方もいらっしゃいますので、さらに議論を深めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、事務局から資料の確認と委員のご紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○萩原基準認証政策課長 ありがとうございます。本日、事務局を務めさせていただいております基準認証政策課の萩原と申します。よろしくお願いいたします。

本日はペーパーレスの会議ということで、当省の審議会は基本こちらで対応してございます。委員の皆様にはタブレットで資料をごらんいただければと思います。

資料一覧をごらんいただくと、フォルダの中に議事次第の資料、資料1、委員名簿、資料2、新たな基準認証の在り方について、その他ということで、iPadの利用の手引、それから参考資料として、前回、議事の取り扱いについて、この会議は公開でということが皆さんの決によって決められてございますので、そちらの資料も入れてございます。それから委員の方々には、机の上に議論用として、資料2のパワーポイントを書き下した答申案のたたき台というものも配付させていただいております。念のためiPadのほうにも格納してございますけれども、後ほどパワーポイントの資料をご説明させていただく際に、読み物として横に置いていただければと考えてございます。何か問題があればご確認いただいておりますし、それから会議の途中でございまして、操作方法等ございましたら私ども事務局の者が飛んでいくようにいたしますので、よろしくお願いいたします。――よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、委員のご紹介ということでさせていただきます。前回、委員のご紹介をさせていただいておりますけれども、今回、初めて参加される方がおられますので、ご紹介させていただきます。資料の委員名簿をごらんいただければと思います。

まず、一般社団法人日本鉄鋼連盟標準化センター運営会議委員長、新日鐵住金株式会社常務執行役員の安藤委員でいらっしゃいます。

続きまして、日本商工会議所、大崎電気工業株式会社取締役技術開発本部長の駒沢委員でいらっしゃいます。

続きまして、一般社団法人日本自動車工業会安全・環境技術委員会委員長、日産自動車

株式会社取締役副社長の坂本委員でいらっしゃいます。

それから、独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長の辰巳委員でいらっしゃいます。

以上でございます。

なお、本日も前回同様、関係府省の方々と省内の者も傍聴させていただいてございます。

また、本日、会議は公開で行われてございますので、申し添えます。

以上でございます。

○日高委員長 ありがとうございます。

それでは、議事次第に従って進めてまいりたいと思います。冒頭の頭撮りのみプレスの方には撮影をしていただくということになっていますので、これ以降の撮影等は、ご遠慮いただきたいと思います。ただし、傍聴いただくことは構いませんので、どうぞ引き続きご参加いただければと思います。

それでは、早速、議題2、新たな基準認証の在り方についてのほうに入らせていただきます。

まず、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○萩原基準認証政策課長 ありがとうございます。資料2、新たな基準認証の在り方についてに基づきまして、ご説明をしたいと存じます。また資料のメニューに戻っていただいて、資料一覧の中から、資料2、新たな基準認証の在り方についてというものをお選びください。傍聴の方には昨日の段階でネットに公表しているパワーポイントでございます。

パワーポイントの画面の下にたくさんサムネイルが出ます。こちらを押すと飛ぶ形になります。今回、前回の資料と重なっているところがございますが、一枚一枚めくっていったほうがやはり流れがいいので、ざっと私から前回ご説明したところも含めまして、ページをめくっていただければと思います。

1枚めくっていただきますと、新たな基準認証の在り方に関する検討の背景ということで、前回もご紹介した検討の背景が書いてございます。J I Sの今までの役割、それから最近の環境の変化についてご説明してございます。第4次産業革命といわれるものの中で、これから標準化はますます重要になってきているということでございます。

1枚めくると、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲとメニューが出てまいります。今回、Ⅲを新たに追加してございますけれども、まずⅠからご説明いたします。

第4次産業革命の鍵を握る国際標準化ということで、前回もご説明した絵が描いてございます。今までの革命ですと、どちらかというと第1次産業革命などでは技術の共通化だ

ったのですが、第4次産業革命は技術開発と同時に、または並行的にいろいろなことが動いているということでございます。

それを模式図にしたものが4ページ目でございます。研究開発、標準化、規制引用、それから認証というものがほぼ同時に動いているということで、このあたりの議論、前回も相当出たと記憶してございます。

次のページがグローバルな認証機関の台頭ということで、左側に欧州でのさまざまな動きを書かせていただいて、ヨーロッパ、欧米を中心に認証機関が非常に発達してきているということをご説明いたしました。

次のページは、標準化プロセスの複線化ということで、1国1票の投票制度でデジュールは決まっておりますけれども、先ほど申し上げたさまざまな欧州の制度がある種、国際規格だけではなくて、ヨーロッパ規格にひも付いてきている。アメリカですと、デファクトだけではなくて、さまざまなコンソーシアムなどの動きもございまして、調達基準などと相まって、さまざまな動きがございます。いろいろな動きが出てきていて、そういうルールと標準化をうまく合わせたルール形成戦略が必要であるということをご説明させていただきました。

次は範囲のところでございます。前回もございましたけれども、サービスのところ、国内対応できてございません。製品だけではなくて、マネジメント、サービス、システム、さまざまところに広がっているという話でございます。

済みません、ちょっと駆け足で恐縮です。IIのところ課題でございますけれども、最初の9ページでございますが、日本の標準化の体制と課題ということで、前回もご説明したとおり、現在のやり方ですと、原案の作成団体の方に案を出していただいて、JISCで審議をして、主務大臣が制定するというたてつけになってございます。

次のページ、スピードの問題でございますけれども、前回もいろいろご意見を頂戴いたしました。IECの遅い例ですと、規制にひも付くまで、原案作成をして、審議会で議論して、それから規制に引用されるまで5年かかっているものがございますということで、これは早いものは早くすべきだというご議論を前回も頂戴したと認識してございます。

次のページは、具体的にどういうものが標準化、マネジメント、サービスで出ているということでございます。件数でいうと、ISO/IECで今まで2万8,000件程度、新しいマネジメント分野が70、それからサービス分野が今700ぐらい動きがございますということで、サービスの分野は特に対応ができていないということでございます。

次の12ページは新しい資料でございます。前回、認証についてさまざまなご意見がありましたので、日本の試験も含めまして、認証ビジネスの現状をイメージで書かせていただきました。こちらを簡単にご説明いたします。

上のほうをみていただきますと、右側がマネジメント認証、それから真ん中に完成型試験・認証とございます。国内向け、それから海外に輸出する場合の認証ということでございまして、左側にR&D型の試験、これはいろいろヒアリングをしてみますと、試験ビジネスをやっている方々にR&D型の試験をやっている方がたくさんいらっしゃるということで、こちらは一応書かせていただきました。それを左側、内製しているというのは会社、メーカーの中でやっているというイメージでございます。

では、これを誰がやっているのかということを下絵で、ちょっとわかりにくくて恐縮です。○が描いてあるところは大体ここではないかということ、△とか×はどうしようかってあったのですが、○だけを描かせていただいております。

外資系の試験・認証機関は一通りやっているというイメージでございますが、2番目の日系の試験・認証機関はマネジメントのところと国内向けの試験・認証をメインにやっていて、R&D型とか海外向けのところは相当出おけているということです。

一方で、民間の試験機関の方々は、外注されているR&D型の試験が強くて、試験機器メーカーのタイプの方と、研究所のタイプの方とどうもいらっしゃるようでございます。試験機器メーカーがある種、機器を納入するだけではなくて、サービス分野にも出ているパターンと、あとR&D型のところで、研究所がどちらかという外部化というか、株式会社化して親会社のほうから研究開発のための試験を担っているというパターンもあると思っています。また、日本の特徴としては、メーカー内の試験所というのは非常に強いという認識でございます。

一方で、ヨーロッパのほうはある種メーカーのパートナーとして試験・認証ビジネスを展開してきているということで、日本の試験機関は残念ながら右側のステージ入ってくるつもりもないし、そういうところはどうも今のところヒアリングしている限りだと動きがないかなということでございますので、ご紹介をさせていただきます。きょうの議論の参考になればと思います。

それで、第3番目ということで、新たな基準認証の在り方ということでございますが、最初のページが全体論ということで、今、第4次産業革命という中で、前回もございましたけれども、さまざまな動きがございます。研究開発・知財、国際標準化、それから規制

への引用というのは、ある種同時並行的に進む場合がございます。

また、③、④とありますが、左側の③のほうはルールインテリジェンスということで、さまざまな規制、それから各国の制度との関係がございますし、オープンイノベーション、右側のほうですと、グローバルにいろいろなオープンイノベーションの動きがございます。ですから、オールジャパンでといっても、そこだけでは標準化といってもなかなかうまく動かないので、国際標準化のためには規制と海外の動きの両方をみないとうまくいかないというイメージをもっていただければと思います。

次のページが前回いろいろご議論いただいたことで、では、体制を強化すべきではないかということについてコメントをたくさん頂戴いたしましたので、私どもとして何をやるかということをもとめてみました。

今後の国際標準化体制ということで、私どもが考えておりますのは、真ん中のグレーのところは、これまで標準化、国際、国内やってきた話をさらに強化していかなければいけないわけですが、真ん中のところからいくと、国際連携の推進はより強化していかなければいけませんし、それから産業界の標準化活動の支援ということで、ここには国研の強化ということもコメントを頂戴しました。産総研以外のところはまだまだだめだという話もございましたので、ある種、国研の立場の方々にも産総研をやっていろいろやっていただきながら、国際標準化活動をやっていただく。また、J I Sの迅速化という話もございます。これは次のページで改めてご紹介いたします。

それから、左側に転じますと、ルールインテリジェンスのところ、それから重点分野の特定というところが非常に重要だということで、コンソーシアム情報というのは企業から入ってくるところがございますので、こういったところと私どものほうで入ります規制の情報というのをある種あわせてルールインテリジェンスということで、ルール形成のためにどの分野をどのようにやっていけばいいかということをも重点分野を決めてやっていく。そのための体制も整備する必要があるということで、私どものほうでも部屋を新しく、基準認証戦略室を新設してございまして、こういったところを中心に情報を収集して、戦略を立てていくということをやりたいと思っておりますし、従来から申し上げている企業におけるCSOの設置ということも推進してまいりたいと思っております。

また、重点分野も政府のほうでしっかり据えて、先週金曜日にいわゆる骨太、それから私どもが未来投資戦略と呼んでいるものが文書として発表されてございますけれども、そういった中に重点化されているものについて、より国際標準化に力を入れていこうという

ことで、横断的な体制も強化していくということで、ここでの国研の役割、特に産総研の役割は大きいと思っております。

右側のところで、規制とか認証との関係についても、前回、相当ご議論がございました。アジアにルールを展開していくためにどうやって、やっていくのか。これはアジア各国との調整が非常に大事でございますので、私どもとしてもそこに力を注いでいきたいと思っておりますし、一方で、さらに国内はどうなっているのだと。先ほど委員長のご挨拶がございましたとおり、垣根を超えるというところでいうと、関係省庁の連携はさらに強化していくべきだと考えておりますし、そのための仕組みづくりということも重要かと思えます。

それからサービスのところにつきましては、新しい分野でございますので、ルールと似たような形でソフトローという言い方をしていますけれども、ある種準則的な使い方も標準化の使い方としてはあるだろうと思っておりますので、こういったことをやっていこうと考えてございます。

次のページに必要な法律改正の事項について検討中のものを提示させていただきます。先ほどご説明をさせていただいた左側が現行の体制でございます。今の工業標準化法は鉱工業品、建築物に関連しているものに限定しています。それを日本工業標準調査会、JISCと申しておりますけれども、こちらの審議を経て主務大臣が制定するということで、主務大臣も今関係している大臣は何らかものづくりなりなんなりに関係している、また、建築物、文科大臣とか国交大臣とかそれぞれ建物もありますので、その関係の主務大臣が並んでいるということでございます。それを先ほどご説明させていただいた流れに基づいて、仮に法改正のイメージということで右側に方向性について検討中のものを出させていただきますけれども、多分名前は産業標準化法と名前を変えざるを得ない。前回はJISCの「I」はどうしたほうがいいのかという話がございましたけれども、サービス分野に拡大するとなると、工業という名前ではおさまりがつかなくなるということでございますし、上にありますとおり、主務大臣も全大臣に多分なるだろうということでございます。

それから、JISCというのは、日本産業標準調査会と名前を変えざるを得ないだろう、変えるべきだろうということになりますし、それからスピードを上げようということになりますと、今何重にも議論をいただいている中で、私どもが考えてございますのは、指定民間機関のようなものを、今原案作成したり、議論いただいている方々の中で、非常に立派に議論いただいている、もうそういうところから出てきた案を大臣の制定のプロセスに直

接乗せるというスキームも改めてここに追加したらどうか。もちろん既存の仕組みは残すのですけれども、こういったメニューを追加するというのも、安心・安全の分野だけであれば左側のスキームだけでいいのかもしれませんが、スピードが求められる分野もあるかと思しますので、そういった分野については、右側の新しいスキームを追加するということを考えてございまして、そうすると、相当スピードアップにつながるのではないかと考えております。

次のページは、さはさりながら、法律改正となると相当時間がかかります。拡大を通してから普及するための期間も必要ですので、1年、2年必要になってまいります。では、足元でできることはないかということで、今、足元で進めていることを若干ご紹介いたします。

私どものほうで、今そもそも原案作成という段階の中で、自主的にいろいろ民間の工業会の方々との関係で私どもが精緻にいろいろ決め事をしていたものもございまして、そういったものについては、ある程度柔軟化して運用を改善することによって、スピードと品質はトレードオフの関係にあるわけですけれども、品質を保ちながら、できるだけ迅速化、運用のベースでできるところまでやるということは、今できることはいろいろとトライしてございまして。原案作成のところでは国際標準がある、または制定直前でないと原案作成ができない。提案している場合を除けば、そういう縛りをかけていたところをより早期に立ち上げができないかとか、それから柔軟な委員構成にする。3対3対1とか、メーカーさん、ユーザーさん、中間の方とかと決めていくと7の倍数でないと委員構成ができないということ、7、14、21ということで、前回もございましたが、消費者の方はいろいろな委員会に全部参加しなければいけないということになって非常に大変になるということもございまして。

それから、規格の体制の調整に時間がかかってきたということで、規格調整分科会というものがございましたけれども、こちらについては廃止をして、原案作成時から調整するとか、さまざまな規格の中でCSB制度というものを活用できれば、JISCの専門委員会の審議を省略するというスキームをもともとともってございましたけれども、こちらを本格的に運用するというのも今やろうとしてございまして、こういったことを通じて運用でできるところはできる限り対応したいと考えているわけでございまして。

次のページサービスのところでもございますけれども、サービス分野につきましては、標準化の可能性というところで、ご紹介ということでは、先日もさまざまな業界の方の報道



がございましたので、今お問い合わせを私どもは受けております。イメージとしましては、新しい業態でありまして、何らかの準則が必要ではないか。つまり規制がないようなもの、シェアリングエコノミーの関連の分野、それから実は先日ご説明をさせていただいたのはリラクゼーションの分野、こちらにも規制がないそうでございまして、そういった分野についての何らかの準則的な役割がないかというご意見がございました。

それから、右側の緑のところです。情報の非対称性があるって、標準化による価値表示が必要となる分野、人生のうちで何回あるかわからないブライダルとか葬儀サービス、こういうものは評価がなかなか難しいというものでございます。あと、海外の人たちと議論いたしますと、例えばホテルのランキングなどというものはその国に何回かしか行かない人が自分の国で星3つだから大丈夫だろうと思って泊ってみたら何てひどいホテルだということではヨーロッパの中でも国ごとのイメージが違うので、ドイツ人とフランス人とイタリア人では感じが違うので、そういうものは合わせていきたいというのはヨーロッパでも問題になっているようで、例えばそういったことも可能性としてはあるのではないかと。

左の下にございますけれども、公益サービスの提供のためのインフラの構築が必要な分野ということで、いわゆる公的なサービスの分野にも適用範囲はあるのではないかと。

右下は、本日もご出席いただいておりますけれども、先日ご紹介いただいた小口保冷サービスのような日本独自のサービスの展開、うまくそのよさを海外に展開する、海外でも広くサービスを提供するためにも、そういった分野についてもニーズがあるのではないかとということでございます。

ということで、本日の論点、ちょっと長くなって恐縮でございますけれども、標準化戦略の在り方についてという全体論でありますとか、こちらは今の状況、国際競争力の強化ということで、前回もいろいろご意見をいただきましたが、どのように戦略を実施すべきか。

それに加えて、2つ目としまして、官民の連携の在り方で、官民が協力して連携していくべきではないかということについて、体制論について、どのように連携すればいいか、どういう体制を組めばいいかということについてコメントを賜ればと思います。

3つ目といたしまして、今ご説明いたしました制度論について、私どものほうで今たまたき台をご紹介しましたけれども、そちらについて何かコメントがあればということでお願いしたいと思っております、こちらの3点を書かせていただいております。

次のページは、前回もご説明した検討の進め方ということで、冒頭の委員長のご紹介に

もございましたけれども、次回答申案ということをやりたいということで、論点をなるべく今回のうちに出していただければ、上げられるべき論点があればと考えておりました、それがうまくいけば、次回答申案ということでとりまとめたいということで、皆さんにご紹介したいと思っております。

参考資料といたしまして、先ほどもちょっと出ましたけれども、先週の金曜日に政府のほうで未来投資戦略が閣議決定されてございます。そちらについて標準化に関係することがいろいろ出てまいりますので、こちらを22ページ、23ページに基本方針、通常骨太と呼んでいるものについて、これは同じ日に閣議決定されていますけれども、22、23に書いてございます。

それから、5月16日に知的財産推進計画、これも本部決定ということで、同じメンバーで決定されているものにも国際標準化についてたくさん記述がございますので、こちらについてもご紹介をさせていただき、今回の議論の参考になればと考えています。

あと、参考資料でJ I Sの活用の明確化とか、過去の標準化政策の歴史についてもご紹介する資料をつけさせていただいております。

もう一点だけ、前回、三上委員から保険会社の役割についてございました。前回から2週ほどしかなかったわけですが、幾つかの保険会社について回ってまいりました結果、ちょっとご紹介させていただきますと、保険会社につきましては、認証をやることそのものは業法との関係もあるので、抱き合わせ販売みたいなイメージがあるので、それ自体はできないということでした。一方で、規格ができたので、これを使うと料率が下がりにませんかという照会が一番多いのだと。これが一番困る。つまり、保険会社としてはリスクが減るかどうかわからないものをみて、それで料率を下げてくださいというニーズが非常に多いので、こういうものよりは、逆に規格の最初の段階からどんどん参画することによって、結果的には自分たちも使いやすいような規格策定ができれば非常にありがたいということで、今もサイバーセキュリティにおいて保険料を6割下げるとか、3割下げるとか、そのような分野で商品開発をどんどんやっていらっしゃる会社も多々出てきていますので、私どもとしても保険会社の方々と引き続きコミュニケーションをとらせていただきながら、私どもの国際標準化、それから国内の標準化についてご助言を賜ればと考えてございます。こちらにつきましては、きょうもちょっと書いてございますけれども、次回お示しする報告書の中に記載をさせていただければと考えてございます。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

○日高委員長　ありがとうございます。

それでは、ただいま萩原さんから説明がありました新たな基準認証の在り方について、実質的な議論に移りたいと思います。

資料としては、今開いていただいている資料をもとにしたいと思いますが、資料2の19ページ目に、先ほども紹介がありました論点が3つございます。ここを中心に皆様からぜひご質問、ご意見、コメントなどを頂戴したいと思っております。

特にこの委員会は短期決戦型でございます、きょうは2回目ですけれども、次回ぜひ答申案をご審議いただいて、結論を出したいと考えております。という意味で、次回が本当に最後の場になりますので、前回と今回とで、個々の論点を初めとしていろいろ議論があった基準認証をめぐる現状、課題、対策案などについて、資料を眺めいただいた上で、抜けていると抜けたままで答申案になってしまうのは大変問題がございますので、ぜひここを抜けがないように挙げていただければと存じます。

これから皆様方にご発言いただきたいと思っておりますけれども、きょうは私を含めまして委員が14名になります。それで前回、順番にご発言いただきましたけれども、今回最初ということでございますので、まずはきょうからご参加いただいた4名の方から大変恐縮ですが、最初にご発言をいただくということにしたいと思います。その4名の方に心の準備をしていただくためにどのぐらいご意見を述べていただくかという時間を前回同様に考えてみますと、ちょうどあと90分ほど時間がございまして、出席者は14ですから、前回同様、やはり1人当たりになりますと6分、これで84分になりますので、そのくらいかなと。ただし、これを全てフルに使ってしまいますと、その後の意見交換ができませんので、3分から5分ぐらい、大変恐縮でございます。発言していただく前に時間をこのぐらいに限るなどというのは大変失礼な話でございますけれども、ぜひご協力をいただきたいと思います。

ということで、まずは4名の皆様方から順番にご発言いただいた後、順次ご発言をいただくことにしたいと思います。それでは、大変恐縮ですが、4名の方でも、あいうえお順ということで、まずは安藤豊様より、トップバッターで恐縮でございますけれども、何かございましたらちょっとご発言いただければと思います。よろしく願いいたします。

○安藤委員　新日鐵住金の安藤でございます。

前回欠席した分際で偉そうなことをいうのもあれなのですが、前にどこかの場でも、私、申し上げさせていただいたのですが、やはり我々が仕事をしている中でいつも気になるの

はスピード感ということでもあります。例えば我々鉄というと大体重厚長大で、さっきもレールの絵が出てきて、これが標準化の最初みたいにいわれて、ああいうものが最初だったので、ああいう時代は例えば原料は2年ピッチで長期契約5年、10年というピッチでやったのですけれども、最近、新聞報道にありましたように、それが1年になり、3ヵ月になり、ついに日々のトレード価格で全てが動いてしまう。そういうリードタイム、時代になってまいりました。

同じ鉄をつくっているようで重厚長大の典型みたいな業界であってもそういうスピード感が常に要求される中であります。我々つくる側と設備を買う側という立場もありまして、買う設備も50年使っている設備から、最近のIT、こういうiPadまで含める道具立ての中で、やはりいろいろと寿命が変わってくる。そういうものを常に老朽更新しなければいけない。でも、老朽更新するとき特にプロコン、ビジコンの世界になると、いろいろとあれが違ふ、これが違ふという中で、同じメーカーさんに限定されて何も選択肢がないというようなことを悩むのも事実であります。

一方で、今度、売る側はJISということに実は我々のビジネスは余り頼っていませんで、JISの大きな規格で商売していても、我々の技術優位性は何も担保できないので、JISよりもはるかにレンジの厳しいところ、あるいははるかに上のところでいつも勝負している。こういう業態の中で規格をうまくどう使うか、あるいは使い続けるかということなのですが、いいたいのはスピード、特にこういう規格をつくってほしい、あるいは変えてほしいというときにいつも時間がかかってしまう。あるいはそこはポテンヒットの世界で何もありませんという世界があってしまう。せっかくきょうもこうやってiPadを使った議論がなされているわけです。ぜひ平成の——平成もいつまで続くかわかりませんが、次の世代に合ったような、少なくともIT環境に合ったような審議、あるいは議論のやり方であってほしい。それでいろいろなところからの意見が入って、スピード感が常に出てくる。常に100点を求める。いつまでも100点が出てからスタートでいいのかなと思います。ある程度80点でスタートして、議論しながら短期に、ウィキペディアではないですけども、いろいろな人が寄ってたかっているいろいろなことをつけ加えて削除して100点に近づいていくというのでもこれからはいいのではないかというような感じが私はしております。

以上であります。

○日高委員長　　どうもありがとうございました。それでは、引き続き駒沢聡委員からご

発言をお願いいたします。

○駒沢委員 駒沢でございます。

私は主として中小の企業で構成される商工会議所の名代としてきょう参加させていただいているわけなのですが、中小企業の中にはサービス業も数多くあるということで、サービスの品質を実現する、維持するという手法、あるいは指標として標準を制定するということについては、何ら異存のないところで、それは最終的にはサービスにおけるユーザーのためにもなるのかなと理解しております。それから法令の名称変更ですとか、審議の短期化ですとか、異論のあるところではないのですが、中小企業の立場を代弁する形で3つほど意見を発言させていただきます。

1点については、J I SのQ9001番などはいろいろな変遷があって、現状ではサービス業も大分意識した形で内容が整備されてきているのですが、そういう意味で、聞くところによると品質マネジメントのJ I S Q9001を取得する企業の割合、サービス業の割合が25%ぐらいもあるということで、大分こなれてきた標準なのかなということで、これ以降、いろいろな領域で新たな標準も制定されるかと思うのですが、既存の標準、あるいは認証が継続的に生かせるような形で整合性を意識した制定をしていただければ、既に認証を取得しているサービス業の方もいろいろな弾力性のある運用ができるのかなと思っております。

2点目は、やはり若い企業、小さい企業がたくさんあるのですが、サービス領域に限ったわけではないのですが、特にサービス領域において、認証をとることが対外的にも、あるいはユーザーからみても当然価値あることになるのですが、認証にかかわる費用、コストについて、これが若い企業、小さい企業には容易ならざる負担になる場面もあるのではないかと、ということです。

最終的に場合によっては、参入障壁、あるいは競争力を損なうことにもなりかねないので、ぜひ標準化の活動の中で何らかの幅広い支援、様々な形の支援を検討していただくと非常にありがたいと考えております。

最後になりますけれども、これまでも中小企業に対する標準、あるいは標準化に対する重要性については、いろいろな啓蒙活動をご支援いただいているわけなのですが、今後も変わらず、これについては短期的な視点ではありえないので、継続的な活動が必要だということで、本件の答申の中にもどこかしらに継続的な中小企業への支援について盛り込んでいただくと非常にありがたいと考えております。

以上でございます。

○日高委員長　ありがとうございます。それでは、3番目に、坂本秀行委員からお願いいたします。

○坂本委員　私は先ほど紹介で述べさせていただいたとおり、自動車会社というのは日産自動車で働いておりますので、車業界の基準認証の在り方について、私個人の意見ということで、お話をさせていただきたいと思います。

私自身、入社以来、ずっと技術開発、新車の設計開発部門で仕事をしてしておりますが、自動車の基準といいますか、認証の形は随分変わってきています。大きく変わっています。かつては、皆様ご承知のとおり、排気ガスに代表されるように、ある有害成分を幾つ以下にしなければ、また、安全規制はある衝突を行ったときに乗員の傷害値を幾つにしろとか、生存空間を確保しろとか、こういうクライテリアが設けられて、どうであってもそこをパスすればいいというのが長く来たわけですが、このところの主力はむしろリアルワールドで認証と同じような性能が発揮されるかという話が集中になっています。もちろん、つい過去のフォルクスワーゲンの排気の規制のチーティングの問題からそれが加速したのは事実なのですが、その前からその流れは強くありまして、それは話が随分変わってきています。

つまり、かつてはクライテリアを満足すれば、これでお墨つきを得た、オーケー、合格という製品の保証形態だったのですが、今は例えば排気ガスでいうならば、お客様がどんな走り方をしても、どんな使い方をしても、エアコンをがんがんにしようが坂を上ろうが何をしようがリアルワールドで同じエミッションを保証できるというのを、コンフォミティーファクターという概念で保証しなければという概念が非常に強くなってきていて、安全もわかりなのです。つまり、かつては認証を通ればいいというものだったのですが、今は認証が目的としている世界をつくることの同一性を保証しているかどうかというのが1つの物を考える判断になっております。昨今のいろいろな問題というのは、そこを根にいろいろなことが出ています。

それがさらに進んできていて、かつてステート・オブ・ジ・アーツとかトップランナーとかいろいろな言葉で一時期ありましたが、むしろ今はそのシステムが——さっき私がいいましたが、現実的にはそれは今の技術ではエミッションの話でどんな使い方をしてもいつも一定のエミッションを出すというのは技術的には無理でありまして、高地から低地から低温から高温まで全てありますし、ただ、ステート・オブ・ジ・アーツという技術的な

最大限のレベルを搭載できているかというのが1つの判断基準になってきています。これはかつてはステート・オブ・ジ・アーツというものであって、それがやれていればいい。つまり、時代とともに日々刻々と変化していくのです。やれるだけの最先端の技術をその車の設計に使っているかということがこの基準を満足しているかどうかという解釈の1つによりどころになっております。

つまりそういうことなのですが、昨今よくいろいろなところで話題になる自動運転もしかりでありまして、自動運転の安全性、制御性の担保というのは、ある曲がり角、コーナーをどれぐらいのGでどれぐらい安全に走れるかとか、万が一何かが起こったときにどれぐらい以内で停止できるとか、車が自分の能力範囲を逸脱する場合には何秒以内にドライバーの人に告知して、アラームを計測してハンドオーバーできるようにするとか、そういう要件があるのです。要件というのは、最終的に車がどうあれというよりも、こういう機能や、こういうファンクションや、こういう性能を有しなさいという、内在しなさいというか、そういうものを要求していることになって変わっています。

こうなってくると、とても規制とかそういうものではないので、ステート・オブ・ジ・アーツがあるところで、あるオーソリティーのもとに定義して、それをパスできていれば認証できるというか、保安基準として満足できるみたいな解釈をしているので、実はこの基準を各国ごとにどのようにつくるかというのが、ハーモナイズできている部分もありますし、ある程度は各国ごとに出ているというのがあります。逆にいうと、これを通らないと、ある意味、ちょっと悪い言葉でいいますと、欠陥とみなされてもやむを得ない部分もありますし、出す側としては十分自信をもって出せるというものではないということになりますので、そうなってくると、従来のように規制をあるチームでちょっと考えておいて、はい、できました、どうでしょうというパターンではとても無理で、最先端のエキスパートがある程度もうこれぐらいのことはできるから、これぐらいが今の最高水準だという定義を常にリバイスしながらやっていかなければいけないのです。こうなると、規制というよりは、基準を毎年毎年かけながら、新しい技術開発の成果をそこに入れ込むという動きになっています。

日本は今、自動車工業会の中では、国際標準化検討会というので、それが少しはできるようなにはなっているのですが、まだまだ海外に比べるととても弱くて、やはり今後の在り方という点でいうならば、できる箱というか場というか、そういうものをもう少し積極的につくって、本当に実務として今やっている最前線のものが、最先端のものをリバイスす

るということをもっとやれるようにならなければいけないのではないかと考えております。

さらに、もう1つの効用、それはつまり、世に新しいものを出すときに、安全性が担保されている、今の技術において最先端に担保されているという証明でもありますし、出す側からみますと、ある程度安心してコンセンサスを得られたものという出し方があります。

もう1つの効用は、やはり自動車産業はかつてないほど裾野が広がってしまっていて、コネクテッドってクラウドのサーバーを使って、どこでどうつながっているかわからないぐらいつながっていくわけですが、その人たちが全て満足すべき1つの目標というか、機能というか、その機能を定義したものになりますので、それぞれ参加する者がそれを定義していればある程度成立するというようなものにも使われているのです。それはサプライヤーさんであるとか、外のプロバイダーが、ここを満足するような製品を自分は提供できるという形にも使われておりますので、そういういろいろなかつてよりは複雑な環境があって、もう少しそれを専門家が集まっているいろいろな議論ができるような場をもっと日常的につくらねばいけないのではないかと考えております。

済みません、ちょっと長くなりました。

○日高委員長　　ありがとうございました。それでは、4人目として、辰巳委員、お願いいたします。

○辰巳委員　　製品評価技術基盤機構・辰巳でございます。

私、前回、欠席いたしましたので、前回の議事録を読ませていただきましたけれども、サービスを標準化の対象に加えるということにつきましては、各委員の皆様、おおむね賛成であったかと思っておりますし、私もそれは非常に重要な、必要なことだと思います。

その中で、インダストリーという言葉に対する語感というのを懸念をする向きもあって、きょうの資料を拝見いたしますと、工業標準化法を産業標準化法に変えるというようなところもありまして、私はもともとインダストリーという言葉は欧米人と話していて、日本のインダストリー、工業というのと彼らの工業はもともとかなり違うというような印象をもっておりましたけれども、きょう改めて出てくる前に辞書を引きました。オックスフォードを引いてみますと、the people and activities involved in producing a particular thing——だから、モノですね——or in providing a particular serviceと書いてある。まさにモノとサービスと書いてある。あのオックスフォードすらといたらあれなのですけれども、そういったことがありますので、そういう意味では、J I S、インダストリーという言葉は置いていいのではないかと思います。これまで日本、我が国



では工業と訳した。工業というのはどうしても狭い意味のほうにとられがちなので、産業というように捉えれば、全く実態に即したものであるのではないか。ちょっと余計なことでもありますけれども。

いずれにしても、国際市場におきます標準化の位置づけが非常に大きく変化しつつある。前回の資料の中にもありましたように研究開発、標準化、あるいは規制引用、認証体制、これをほぼ同時に整備していく必要があるというような問題意識、これはまさに的を射たものだと思います。どのような段階で認証に展開するかといったような観点、改めて考え直すのが重要かと思います。あるいは認証機関の体制が欧米、特にヨーロッパに比べて非常に薄い。EUでは認証が立派な事業として、巨大なビジネスとして展開しているといった彼我の差というのはやはり非常に大きな問題かと思います。

一方、今の標準化の迅速化ということはまさにそのとおりだと思いますし、標準を規制引用する動き、これの認証化、加速化は今後ますます加速していかなければいけないことであることは間違いないと思います。ただ、やはり迅速化と、一方で安全の担保とっていいのかどうかはちょっとあれなのですけれども、その辺のバランスというのは、経産省あたりがチェックすべき役割かなと考えております。

私が今いるところは、製品評価技術基盤機構と申しまして、基準認証関係ではいろいろな業務に携わっておりますけれども、その中で、例えば国際評価技術本部というところをつくっていただきまして、そこにNLAB、蓄電池評価センターがございます。ここでは、大型蓄電池の安全性試験のデータを取得いたしまして、これを国際規格に反映するというようなところを目指して、本格的な取り組みを既に進めているところでございます。

また、同じ国際評価技術本部には、ファインバブル室がございます。ここでもかなり難渋はしたのでありますけれども、国際規格案の審議の進捗をかなり図ることができました。測定法に関して、PWI提案でございますけれども、ここまでもっていくところまでようやくこぎつけたところでございます。

そのほかちょっと分野は違いますが、バイオテクノロジーセンターというところもございまして、これはカシミアなどの製品の鑑別法、こういったところもISOで、TC38というところにもっていきまして、全般に国際標準化体制の整備に貢献している。もっとしなければいけないと思っておりますが、そういったところでございます。

さっき拝見した資料の中で、15ページだったと思いますけれども、アジアへの展開というときに、日本に有利な標準を現地に普及というような言葉がございました。それは恐ら

くそのとおりでと思うのですけれども、あそこに文言として書くのはどうかと。もうちょっと上品な。やはり私どもが非常にすぐれた技術をもっている、あるいはすぐれたサービスシステムをもっているということは間違いないので、これを世界標準とすることは全くそうしていいものだと思います。そういった意味での国際標準化という体制に取り組むべきでありますけれども、やはり日本のもっている技術とか知恵をみんなで使ってください、それで世界に貢献できるというような、有利な標準、有利はちょっとどうかと。おのずと有利だと思いますけれども、余計なこといいました。

いずれにしても、我々としては、日本がこれまで、特にヨーロッパに比べて戦略的なおくれがあったというところを見直していかなければいけないと思っています。

以上でございます。

○日高委員長　　ありがとうございました。

まず4名の方から口火を切っていただきましたけれども、以降はぜひ皆様方から挙手をしていただいて、ご発言いただければと思うのですが、いかがでしょうか。4名の方のご発言を受けてでも結構ですし、全体的なご意見でも結構です。それでは、天野委員からお願いいたします。

○天野委員　　今回のこの答申案をみせていただいて、非常にいろいろ苦勞されてここまで書かれているというのはわかるのですけれども、やはり内容が国際標準化をつくるまでで終わってしまっているような気がするのです。今ちょっとご発言があって、大変申しわけないのですが、私が一番初めに工業標準化の親委員会に来たときに、せっかくやっているのだから日本のお金もうけのためにもっと生かしてくださいといったら、ここはそういう下品なことをいうところではありませんとって怒られたのですが、今まさにそれをちょっと思い出してしまったのです（笑声）。

一番初め、1ページ目に、海外は国際市場を獲得するための手段として使っている。そうすると、今、日本はそういう動きをしなくてはいけない状況になってしまっているのだと思うのです。この全体をみせていただきますと、初めのところに認証機関について現状把握されているのは、やはり国としてのビジネスモデルを意識されての記述だと思うのです。それはいいのですが、後ろの2章、3章については、そういうお話が余り出ていないのです。それで唯一出ているのが12ページ目のユーザーというのが、真ん中ぐらいに、「なお、欧州のように」と書いてあるのですが、認証機関や保険会社、規格のユーザーとキーワードが出ているのですが、ここにいきなりこういう書き方をするのではなくて、多

分工業標準化をつくろうと思うときには、それぞれの業界でビジネスモデルというのはきちんと考えた上で国際標準化の勝負をかけているはずなのです。なので、せっかくつくるのですから、そのところをもうちょっと意識して、使い方ということも考えていただきたい、この中に盛り込んでいただきたいと逆に私は思います。

例えば、最近、第5次の科学技術基本計画でも府省連携という言葉がよく使われるようになっていきます。これはやはり各省庁さんが独自の分野の中で勝負されるのではなくて、日本全体が戦っていかないと海外でどんどん負けてしまうということが背景にあるのだと思うのです。

国研ということで、具体的なイメージを例示で申し上げますが、文科省系の、例えば防災の研究所が防災のISOをつくったら、これがどこで生きるか。多分国交省のインフラのプロジェクトを国がとりに行ったときに有効になるのです。でも、文科省だけで一生懸命国交省に働きかけても、せっかくつくったISOは使ってもらえないと思うのです。せっかくなので、ここでは余りほかの省庁のところまで手を出せないというところがあるかもしれませんが、国際標準化をおつくりになるときには、ぜひ国全体のビジネスモデルも考えていただいて、それはやはりアジアでもうかるのかもしれませんが、どういう形になるのかわかりませんが、そこも露骨な書き方はどうかかわかりませんが、そこまで認識した上で、これをつくっていただくと非常に有効なものになると思います。

○日高委員長　ありがとうございます。浅見委員、お願いいたします。

○浅見委員　ただいまの天野委員のところと非常に関連するので、少しお話ししたいのですが、ビジネスモデルを考えて標準を考えるということが非常に重要だというのは私も同感でして、国際的に行われているコンソーシアム標準活動ではまさにそれをやっているわけです。

これに対しまして、例えば19ページに本日の論点が3つありますけれども、このうちの1番の標準化戦略の在り方についての最後のほうに、日本として、企業や産業の競争力強化のために、どのような標準化戦略を実施すべきかと書いてあるのですが、実はこれはこのままではなかなか議論が難しいと思います。どういうことかと申しますと、「ために」と「どのような」の間にはかなりのギャップがある、ですから、競争力強化のために、これこれのことをやるので、それに適した標準化戦略をどうすべきかという議論にもっていかないと、具体化が難しいと思うのです。そのためには、競争力強化を具体的にどんな中身でやるかというのを、幾つかの視点について、つまり、これから日本の産業力強化に対して

どういう分野に重点を置いてやっていくかということについて、代表的なところを幾つか議論をしていくというのが非常に有用ではないかと思っております。

あと、もう一点は、では具体的にどう考えるべきかというレベルで、サービスのところの話をさせていただきたいと思います。これは1つの視点ですけれども、今回、サービスというものがかなり重要だということでフォーカスされているのですが、製造業の企業にとりまして、モノとサービスは比較的分離した概念で捉えがちなのですが、今これだけIoTとかそういう技術が進んでくると、モノとサービスを一緒にしてビジネスをどう考えるかというのがかなり重要な競争のポイントになってきていると思います。

少し具体的な例でいいますと、たとえば弊社では、医療機器であるとか、プリンターであるとか、そういう機器を販売しているわけですが、これをモノとして機器の販売で考えると、機器にまつわる標準化をどうするかということになります。一方で、これをサービスということであると、販売した機器の例えば性能のバージョンアップをオンラインでやってしまったりとか、その機器の使われている条件についてデータを集めてあるアドバイスをする。といったサービスをつけるということになります。言ってみれば、モノプラスサービスなのでありますが、私をもっと大事だと思っているのは、例えばA社がそういうことをやります、それからB社も同じようなことをやります、C社もそういうことをやりますということで、A、B、C、それぞれ自社製品のネットワークで、そういうサービスをやっていたときに、標準化ということで個々の会社のネットワークがある標準的なつながり方をすると、あるとき、その上のレイヤーで全部に共通のサービスを提供するというビジネスができるわけです。そうすると、モノ売り、つまり、自社の製品のよきそれに加えた自社の、サービスで売っていた競争から、その上にかぶさって、例えばどの企業のどんな機器でも有用なサービスを提供するという別の軸のビジネスができてしまうということなんです。

そのような視点から、では、日本はどこで勝負するのが一番強くなるのかみたいなことを具体的に考えて、それだったら、標準化をぜひこういう形にしようといった方向に持っていくべきではないかということです。最初からあらわに自分たちの狙いを全部いう必要はなくて、標準を決めていくという大義名分の中で、自分たちが有利なビジネスにつながるようなことができれば、企業サイドでは非常に意味があると思います。こういうことをやると、自分たちのビジネスは拡大するというスコープがみえるので、ぜひ一生懸命やろう、というようになるのではないかと思います。

2点申し上げましたけれども、競争力強化の中身を考えて標準化をしたい。モノとサービスというのは、包括的な考えで入れていくと、どういう中身で勝負するのかということが少し見えやすくなるかなと思いましたが、そこをコメントさせていただきました。

○日高委員長 浅見様、どうもありがとうございました。それでは、持丸委員、お願いいたします。

○持丸委員 産総研の持丸です。

今ちょうど浅見委員から話がありました。そのまま続いてお話をしますけれども、今話があったのが、俗に製造業のサービス化、サービタイゼーションといわれている分野なのですが、実は資料の中にサービス分野について、スマートものづくりで日独で協力、サービス分野で日英で協力と書いてあって、必ずしもそうではないのですが、皆さん、ご存じだと思いますが、実はサービスに関する新しいテクニカルコミッティーの起案がドイツから出ておりまして、実はこのドイツから出ている案件がindustry4.0の上に乗っかっている。今ちょうど浅見さんから説明のあったスマートサービスというところのプラットフォームに関する部分でして、やはりこの部分について、日本の対応が非常におくれていることについて、産総研としては大変危機感をもっております。

そこを戦略的にやっていくということ、産総研もそうですし、それから経済産業省もそうですし、一番厄介なのは、逆に委員の皆さんのほうをみて申し上げてしまうのですが、業界がないのです。製造業のサービス化、サービス化している製造業団体というのがありませんので、これがこういう標準化をやるときに産総研なども声かけがしにくいところでありまして、むしろ私の理解では、先ほどビジネスモデルの話が出ましたけれども、たしかトップランナー制度というようなものがもともとありまして、これも大変申し上げにくいのですが、トップランナー制度と業界団体というのが必ずしもうまくみ合わないところがあるような気が私はしておりまして、むしろ今話が出た新しいビジネスモデルみたいなところは、いろいろな業界の中でサービス化を率先してやっていらっしゃるところが、産総研なのか、経済産業省なのかちょっとよくわかりませんが、何らかの形で集まって進めていくといいかなと思っています。

さらにちょっとついでで申し上げますと、実は業界団体がないということは課がないのです。製造業のサービス化は何課ですかとかといわれると、私は大体たらい回しになることになっていまして、なかなか原課がみつきにくいというのも束ねるときの1つの問題で、私もきれいな答えは必ずしももっていないのですが、多分何か有機的にこういうも

のを問題意識をもったところで集まってやっていくような体制をつくらないと、こういうビジネスモデルのスピード感になかなかついていけないかなど。特にサービス化に関しては、そういう危機意識を非常にもっております。済みません、ちょっと受けた話で。

○日高委員長　では、山中委員、お願いいたします。

○山中委員　ありがとうございます。ちょっと1つだけ。アジアへの普及と、アジアだけすごく特定されて書かれているのに少し違和感がございまして、日本の技術はアジアだけではないと思っているのです。ヨーロッパもありますし、アメリカもちろん——こんなところでいったらあれなのかもしれないのですけれども、アメリカは外に対してはすごくアグレッシブですが、国の中では結構コンサーバティブなので、もしかしたら日本の規格、日本の技術というのはどんどん入っていける余地があるのかなと我々はちょっと考えているところなので、アジアというように限定されてしまうと、あれっちょっと思うところというのが1つございます。

先ほど持丸委員からお話がありました業界がないというお話なのですが、これは痛しかゆしかなというのがちょっとありまして、業界があり過ぎると、その中で足の引っ張り合いとっていいのかわからないのですが、そういったものですか、いったら、皆さん、ライバルではないですか。ですから、その中で切磋琢磨していけばいいのですけれども、必ずしもそうでない場面もある。そういったところで、コンセンサスを最初にどうつくっていくのか。ここで物すごく時間がかかってしまうというところもございまして、こういったところを解決するというのが、今もあると思うのですが、以前、経済産業様がおつくりになられたルール形成戦略室のような原課をもたない発想とかも取り上げてくださるようなそういった室が1つあるというのがポイントかなど。これからもそういったものが発展してできていくというのが1つあるのかなと私どもでは思っております。

これは前段でして、実は申し上げたいことがもう1つございます。この答申案を拝見させていただき、資料とかも拝見させていただいたのですが、なるほどそうですよねという、本当に正しいことが書かれていると思います。その中であえて私が申し上げさせていただきたいのが、私ども1つの技術を通すのにどれだけのことをしているのかというところだけ少しお話しさせていただきますと、規格を変える、国際規格を変える、その後、各国の規格を変えに行くという話があるのです。これはもう本当に大変なのです。ヨーロッパはENがございまして、それから、アメリカはアシュレイもあれば、ULもありますよ

ねと。インドも実はあるのです。B I Sというのがあったり、結構もっているのです。中国はもちろんG B規格というのがございますし、あの辺に個々それぞれのルールがあるのですけれども、そのルールに従って、我々は肅々と国際規格を入れ込んでいくというようなことも働きかけていけないといけないというようなこともございます。それが全部でき上がってこそ、この国際規格というものがワーカブルになるというところでございます。

今インドの話をしていただきましたのが、インドで規格というものが本当に完璧にあるわけではないのです。ない規格をどこからとっているかといったら、E Nだったりアシェイだったり、アメリカの規格だったりヨーロッパの規格だったりするわけです。ここになぜJ I Sがないのか。もし国際規格があるのであれば、国際規格をとればいいことですよね。なければ、そうしたら、選ばれるのはヨーロッパであり、アメリカなのです。J I Sはないのです。そういったことはおかしいではないですかというのは1つ申し上げたい。もっとJ I S自身が力をもってもいいのかなと思っております。そのためにはJ I Sが力をもって国際規格になっていけば世界に広がっていくというのが1つの道であろうかと思っております。

それはそれでやらなければいけないのですけれども、これは物すごい時間がかかります。10年ぐらい時間がかかります。我々規格とは違うのですけれども、UN勧告でG H Sの改定に取り組みました。これは先々週ですか、ようやくUN、国連のほうで採択がおりまして、改定が決定したのですけれども、この勧告を改正するために3.5年、3年半かかりました。これは短いほうです。物すごくスムーズにいったのです。これで3.5年です。普通だったらもっともっと時間がかかっているところ、これをやり遂げられたというところでございます。長くかかるところでどう取り組んでいくの、誰が主導をもって、誰がお守りをして、誰が引っ張ってやり遂げていくの、最後まで玉をもって走れるのというのがあるのですけれども、法の実効性を担保するために重要なポイントではないかと思っています。これは本当に重要なところでして、役所であれば、人も変わられるでしょうし、企業であっても経営環境からどうしてもやっていけない、やり遂げられないということも出てくると思います。しかし、規格の内容的に日本全体の産業に裨益するものであれば、特定の企業だけではなく、ほかの者が成りかわってするぐらいの気持ちをもって取り組むべきお話をしているのではないかと思っています。そういった実質的にこの法の実効性を担保する、あるいは今議論されているような戦略的なものを担保していくための仕組みを議論する場をもう少しもってはいかがでしょうかというのが私の意見でございます。ありがと

うございました。

○日高委員長　　どうもありがとうございます。三上委員、お願いいたします。

○三上委員　　三上でございます。

前回の会合で発言させていただいた保険事業者の参画のことも早速取り上げていただきまして、ありがとうございます。きょうの話もそれに関連するのですが、基準、認証、保険という3点セットでビジネスが創造されるという姿が1つのプロトタイプだろうと私は思っております。3点セットとは、自分の提供する技術なりサービスの特徴を体系的にドキュメンテーションしてきちんと示す基準、自分の提供する技術なりサービスがそれに合致しているということを第三者に向けて証明する手段としての認証、そして万が一その技術なりサービスに起因して事故が起こったときのリスクを補填してもらうための保険の三つです。新しい事業というのは常に何らかのリスクを伴うものですから、リスクマネジメントの仕組みが必要となるので、基準・認証・保険という三つの道具立て付保という事業展開の道筋をつけてくれる3つの道具立てがそろって初めていろいろなビジネスを育てることができるのだ、と考えています。ヨーロッパ、アメリカの歴史においてはこの3点セットが十分に定着してきたと思っています。

そういう意味で、先ほど来いろいろ出ている新サービスにしる、自動車の新しい技術の体系にしる、この3点セットが有効だと思うのです。例えば私が今、一番ほしいなと思っているサービスとして、医療・介護の現場の話ですが、「拘束しない医療」、「縛らない医療」というのがあります。これは当然リスクがあります。転倒、転落のリスクがあります。そういうものを何らかの技術で回避しながら患者を縛らないケアを実現しましょうというビジネスモデルをどなたかが提唱されたとしましょう。このサービスが社会で実現するためには、まず、それをドキュメンテーションにまとめる方がいて、次に、病院の現場のサービスとして認証してくださる方がいて、そしてこれは安心だといって評価して下さる患者や家族がいて、最後に、事故が起こったらちゃんとカバーしますよという保険事業者さんがいてという姿になるわけですが、この姿を実現するには必ずしも国の関与は必要ではないようにも思うのです。きょうの資料でいきますと、最後に大臣の告示というものが出てくるのですが、主務大臣に上がるというプロセスを経ずに事業化するというサイクルが何回も回ってはじめて国際社会に打って出られるようになるのではないかとも思うわけです。

そういう意味で、今回のご提案の中で、指定標準化機関とか、新しい仕組みを導入され



るのは大変結構だと思いますし、また、先ほど辰巳委員からインダストリーの定義がありましたけれども、法の範囲を広げるというのは今が非常に大事な局面だと思います。

民間の自立的なシステムとしての基準・認証・保険のサイクルが本格的に回り始めると、皆さん、基準認証というものの見方がちょっと違ってくるのではないのでしょうか。そうすると、認証ビジネスに挑戦される方ももっとふえて、また保険会社などもどんどんそこに参入してくるというような好循環が生まれるのではないかというようなことを思っております、発言させていただきました。

○日高委員長　ありがとうございます。それでは、金森委員、お願いいたします。

○金森委員　ヤマトホールディングス・金森です。

前回、お話しさせてもらった部分と少しかぶるかもしれませんが、前回お話ししたときに、私どもがPASの認証を受けたという話で、本来であれば、日本の中で、PASに準ずるようなものができればこれがベストだと思っていたというのがまず第1点です。

いろいろやった経験の中で、少しお話しさせていただきますと、スピードというのはやはりすごく大事だと思う。そのスピードは3つあって、1つはきちっと認証されるまで、PASであれば、原稿が発行されて、それがきちっと認知されるまでの期間が短ければ短いほどいい。これは当然の話です。

もう1つは、先ほど業界の団体ですとかいろいろあるのですけれども、やはり業界の団体で海外に向かっての標準化に対して一致していくという、要は用意ドンをするというのは結構ハードルが高いのです。今回は、実は海外へこれを展開するために、やはりオールジャパンである必要もあるだろうということで、同業は、あと2社さんいらっしゃるのですけれども、所管官庁は国交省さんですから、官民からなる議論の場を設けていただいて、物流における標準化の検討ということをやっておりました。結構ここは時間がかかります。そういう意味では、コンソーシアム的なものを立ち上げるというのは非常に重要だというのは痛感しました。

その後、海外展開に向かっては、今でも私どもも一緒にやらせてもらっている部分はありますけれども、やはり政府間対話の活用であるとか、相手の国の基準にそれを適用していく取組みというのは非常に重要でして、そこに対して官公庁さんが、各省さん、それぞれ同じようなベクトルを向いていらっしゃると思いますので、その動きも非常に重要だと思います。

当然我々も役割がございまして、その国の基準になっていくには、その国のビッグプレ

一ヤーが同じようにそういうものを認証取得してくれる。BSIの基準であったとしても、そういうものをとってくれるというのも必要なので、そういう働きかけを我々のパートナーシップの中で、中国、ASEAN、欧州に対してやっております。これは我々のミッションだろうと思っています。そういうところでのスピードが1つ。

もう1つは、先ほど浅見さんから出た製造とサービスのかかわりです。我々はなぜここを急いだかという、いろいろな動きが海外であって、例えば中国で小口保冷がどんどん伸びていますので、その標準化を中国の国内基準として考えようという動きが当然あります。そのレベルがどのレベルになるのか、低いのか高いのかというのが物すごく気になる部分であるわけです。中国よりも今回のPASは先行したわけですが、この事例はほかにもたくさん今後出てくると思います。

そのスピードでもう1つ重要なのが、日本のビジネスモデルがいいのは、それなりの実績があるということで、時間もかかっています。そうすると、ある意味では先発組です。ということは、後発的に出てくるもののキャッチアップが早いのです。後発は2つありまして、いわゆるディスラプティブな存在、プラットフォーマーであるとか、そこは全体をフォローするかどうかは別にして、その機能を組み込んだ形のところは非常に強くなります。それと、そうでない場合でも、新しいテクノロジーをどんどん入れ込めるということは、それなりのビジネスモデルは裏側にコストがあるわけで、そのコストを先発組が大きく変えるというのは、結構時間がかかります。そうすると、そこにいかに新しいテクノロジーを早く埋め込めるかというのが実はもう1つの大きなポイントで、そういう意味では、先ほどいっていますIoTであるとか、いろいろなものをセンサーも含めて組み込むことによって、ビジネスモデルそのものが海外でそれを先行して取り入れたモデルよりも対抗できるモデルとして出てきたらうと。そのスピードが、そこがうまくいかないと、逆に海外のほうが先行してしまうということがあり得るとするのは、今回もすごく痛感をしているということです。

そういうものをどうやってやるか。業界横断的にやることもあるのですが、やはりバーチャルだとしても、どこかのところでそれを横断的にまとめていくところ、特に制度、サービスの合体した制度のスキームが当然これから必要になりますので、そこを少し差し込んでいくような仕掛けも必要なのだろうと思っています。

ちょっと雑駁ですが、以上です。

○日高委員長　　どうもありがとうございます。有田委員、お願いします。

○有田委員 専門的なことは申し上げられませんが、逆に専門的にそれぞれの、要するに俯瞰した形というか、浅くてさまざまのところからかかわり、みている立場からしますと、今回の標準化についての考え方を整理されているものは、既にもう現場では動いているものもあって、感覚的には数年前からこういう方法で動いていて、ただ、法律や考え方が整理されていないので、もとの法律的なものを私たちがみたときに、これでいいのかしらと逆に思ってしまう部分もあるというようなことからすると、既にもう動き始めているので、余り違和感がないということ。

あと、例えば玩具であるとかもろもろのことで、デンマークや韓国の消費者団体や規格協会のようなところにヒアリングに行ったこともあるのですが、そういうところはやはり消費者もしっかり目線に据えて、そしてどのように動くか、それからドイツの試験機関は、前回、コストとかいろいろなサービスのことも意見が出たと思うのですが、たとえ一消費者としてもお客様、つまりサービスも含めて非常に丁寧で、もちろん日本の方なのですが、顧客として捉えて、丁寧だなという印象を受けています。そういうところで行くと、日本は技術はしっかりしているかもしれないのですが、サービスとかそういうところが、対顧客に対するサービスとかそういうところはまだまだなので、サービスといってもいろいろな考え方があるなと思いつつ、皆さんのお話を聞いていました。

それで、何かつくるに当たって、例えば私はエナジーというか、その国際標準に向けての提案がアメリカと中国とインドから数年前にあったときに、こういう再生可能エネルギーも入れた提案をほかの国はするのだけれども、日本はまだまだそういうことに向かっていないということを目の当たりにしたときに、ある意味では、身近なアジアの国々と仲よくして、日本の提案を受け入れてもらって、お友達として有利な標準を展開していかないと、こういうのはなんですが、後発なので、なかなか難しいところがあるなと思つていてという感想が1つあります。

それから、例えば先ほど津波ではないですが、災害の標準化というか、マークも含めて、日本のあちこちにもそういうものが既に地図の上で展開されていて、それはつくったけれども、どうするのかということ、例えば消費者団体は、いろいろところでそのお話を、規格と標準化の違いとか、例えば規格と標準はおおよそイコールなのか、どう考えるのかといったときに、改めてまちをみていくと、そういうものが既に展開されているが、そこにかかわっていない人はほとんどご存じないというようなことも含めてみると、発言の中身としては整理されてはいませんが、とにかく今もう既に動いていることをある意味1つ

整理して、新たな考え方として、また周知徹底するしかないのではないかというのを感想としてもっています。

○日高委員長　ありがとうございます。お2人から手が挙がっていますので、順番にどういいたいでしょうか、米岡委員からまずお願いしたいと思います。

○米岡委員　天野委員からのご発言と少し関連してございますけれども、やはり今回の答申のドラフトを拝見いたしまして、標準化をするということを1つの戦略として、ツールとして、方法論として利用できる、啓蒙するという部分、CSOを置くというような部分があると思いますが、ここについてももう少し強化が必要かなという感じがしております。

標準化をするとなったときに、標準化を進める迅速化やスコープを拡大するといったところは十分に拾われているのかなというところは、私のみた部分ではございますが、最後に、制度全体を最初の設計段階というか、標準化する段階で考慮しておくということは極めて重要だと思うのです。認証という制度に進むというように決めた場合に、検査をする要員が要るのか、検査方法はあるのか、試験場という設備があるのか、そういうインフラも必要ですし、プレーヤーとしてのリソースも必要で、それをどのように展開していく必要があるのかという全体感をもって制度設計していくということが重要で、規格が出たときに、日本にそれがなくて海外にあるとなると、その規格は結局日本では認証というものが広がらないという結果になり得ることもございますので、例えば規格、標準化するときに、審議をするときに、そういうフィージビリティスタディーや制度設計をベースにして審議を進める。規格のよしあしだけではなくて、制度全体を俯瞰して審議を進めていただく必要があるのではないかと考えています。

JISからISOにすることは全てではないし、JISのほうが日本として産業の支援につながるケースも大いにあると思いますので、そういう戦略を考えられるキャパシティーというのがこの産業のどこかにあってほしいなということの中で、できれば民間に委託する事業でやるのであれば、そこで同じようにそういう能力をもたせるようなこともご検討いただけたらいいのではないかと考えています。

あと、最初のところに戻りますと、標準化をどう使うかということについて、戦略的に考えつく、標準化があるのだということを思いつく人材を育成するということにおいて、大学の講座をおつくりになるようなこと等も書かれておりましたけれども、手っ取り早くというのもあるのですが、海外の企業への留学の支援ですとか機関への留学とか、そういう

もう少しリードタイムの短い方法論もあるのかなと思いました。

以上でございます。

○日高委員長 長田委員、お願いいたします。

○長田委員 ありがとうございます。ビジネスとして新しい標準化を考えていくというこの場とはちょっと別の視点になってしまいますけれども、例えばいただいている答申案の12ページを拝見していて、人材をどう確保するかというところの対象が書かれているのは、今のところ企業であったり、限られているようにも読めます。そして、その次のページのところ、安心・安全の分野については、引き続き慎重な検討を行うことを可能としながらも書いてあるのですけれども、安心・安全分野というのを一体どういう基準で切り分けていっているのかがちょっとよくわかりません。1回目のときにも申し上げましたが、完全にビジネスの世界での標準化だから消費者は関係ないという分野があるのかもしれませんが、いずれにしろ、それが最終的に消費者のところに来ることは変わりはないと思いますので、基本的には消費者が参加できるような仕組みが必要だけれども、それはやはり政府として支援、どこからからの支援がなければ、なかなかそれは可能にはならないというのも現実にあります。だから、難しいからここは参加しなくていいよねではなくて、参加できるような仕組みをきちんと考えていただきたいと思いますので、答申にぜひそれは書いていただきたいと思っています。

それから、これはちょっと素人の感覚で恐縮ですが、先ほどの認証機関とか保険会社を規格のユーザーというように書かれているのですが、本当にその表現は正しいのかどうかというのは、ちょっと私にはわからなくて、規格のユーザーというのは、本来、本当の意味での規格のユーザーの人たちがいて、それにプラスして、そういう規格を利用してビジネスをしていくとか、それを利用する人——利用がユーザーという意味で、もしかしたらこの世界の方々にとっては当たり前なのかもしれないのですが、ちょっと私はそう思いましたということを申し上げておきたいと思います。

○日高委員長 ありがとうございます。幾つか質問を含むご意見もありました。事務局として、この時点で何か答えられるようなものはありますでしょうか。

○萩原基準認証政策課長 ありがとうございます。皆さん、非常にごもつともなどうか、多くの方が答申案までごらんいただいて、コメントをいただいて、やはり文字に書いたほうがわかりやすいというのは以前委員の方々を回ったときにも幾つかいただいていたので、そういう形もとって見たのですが、さまざまなコメントをいただいております、

至極どれもごもつともなことが多かったと思います。

全部ざっと答えると、それだけで30分ぐらい過ぎそうな気がするので、次回報告書の形でお示ししたいと思いますが、最後にコメントをいただきましたけれども、長田委員から消費者の方々のコメントというのは、第三者という立場で、中間的なお立場でぜひそういう視点も入れた上で、新しい指定調査機関にはやっていただかないとまずいだらうと思っています。ただ、ある種、私ども今まで3対3対1とか、そういう個別な比率まで限定してやるかどうかというのは、これから議論があると思いますが、規格というのは、基本皆さん、参加される方が自由に入れるオープンな仕組みで議論しなければ、ある種、制定ができないというものだと思っています。コンソーシアムとのデジュールの違いというのは、そのあたりだと思っていますので、そのあたりは注意してやっていきたいと思っています。

持丸さんからもさまざまなサービスのところがございましたけれども、確かに原課がない——皆さん、ほかの方は原課がないという意味がわからないのではないかと思いますので、原課がないというのは、例えば製造業であれば自動車課であるとか産業機械課がロボットをやっているとか、それぞれ経済産業省だけではなくて、国交省、厚労省、それぞれに原課がございまして、それぞれ役所のほうが立ち位置があるのですが、モノのサービス化とってしまった途端に、どこがやるのだらうというようなことになるということだと思います。

これは同じような話、それから途中のご意見の中で、どこがリーダーシップをとるのだというご発言もございましたけれども、このあたりについては、我々も非常に強い問題意識をもっておりまして、実は今回の並行的にとりまとめられた政府の戦略の中にも、そういう関係省庁全体の横断的な標準化戦略みたいなものを司令塔機能という書き方をしていますが、ちゃんと議論していくべきではないかということも宿題として我々いただいておりますので、これをちゃんとやっていかないとまずいと考えております。

済みません、全部にはお答えはできていないのですけれども。

○日高委員長　ありがとうございます。私は発言しておりませんでした。まとめ役でございまして皆様方のご意見をお伺いして、それぞれごもつともであるということと同時に、私から、少し質問させていただきたいと思います。ここにご参加の皆様それぞれの背後にある業界が存在していること、ただサービスについては、まだ業界、団体がないことがわかりました。ご参加いただいていない業界ももちろんあると思いますが、それぞ

れ業界が持っている J I S、または国際標準化に対する思いというものに、何か温度差もありそうです。したがって、なかなか一律にこう進めて、例えば国がどこまで支援しなければならないか、他に関係なく自分たちでやるというところもあるかもしれないし、本当にやってもらわないと全く何もできませんというところもあるのかなというような気がいたします。

そういう意味で、まずは事務局で把握してほしいと考えている点は、関係がありそうな業界や団体の数はどのくらいなのでしょうかとこの点です。それら全てに対して何か聞いて、どうでしょう、どうでしょうというのものなかなか難しいと思います。最後はやはり割り切って、戦略という意味で、日本の産業を考えると、この辺ぐらいから重点的にやっついこうというやり方もあるのではないかと思います。

ここでご審議いただいている基本的な精神については、こんなのは全く問題外であるというご意見は今日はなかったと認識しております。細かいところはいろいろご意見があったのかもしれませんが、精神論としての、総論には賛成していただいたと考えております。ただ各論になったところで、業界または分野別のいろいろな点で何かがあるような気もいたします。それでも、そこまで考えて、ぜひ将来的には、こういうことをしていったほうが良いというような、サジェスションが与えられるような仕組みがここでできるといいなと思っています。

ということで、まずは数がどのくらいあるのかをご説明いただきたいと思います。

○萩原基準認証政策課長 サービスだけではなくて……

○日高委員長 製造業に関してもお願いします。

○萩原基準認証政策課長 今、原案作成団体自体は300を超えています。サービスになりますと、どのサービスをやるかということによりますので、数はちょっと数えられないという。

○藤代国際標準課長 サービスに限っていえば、いわゆる工業会というものは存在してなくて、例えば横断的な分野であれば、持丸さんがいらっしゃるのですが、それも品質学会とかそういったところで、新たな品質管理の対象分野としてサービスというのがあるし、サービス学会というのものもあるけれども、ただ、通常の製造業みたいに、モノごとの団体は基本的には存在している場合のほうがレアです。例えばシェアリングエコノミーとか、そういったものは団体が存在しますけれども、通常の工業会みたいに事務局が専任とか、そういったものは基本的にはございません。そういったことも考えると、我々としては、

必ずしも、工業会とか学会的なものが受け皿として必要かどうかというのはまた別の議論で、ただ、欧米みたいに、そういった分野横断的な規格開発機関が関係者を集めて検討していくというのは現実的にはあり得るかなと思っています。

○日高委員長 持丸委員にお聞きします。現在はないとするけれども、サービスでもいろいろあると思いますので、もしこの分野でつくとどのくらい、やはり300ぐらい必要なのでしょうか。それとも何十なののでしょうか、どんな感じなののでしょうか。

○持丸委員 直接的な答えではないのかもしれないのですが、私は単純にまずどのサービスを今——きょう4つ出ていましたが、それ以外に浅見委員からもあったように、1つは製造業のサービス化みたいなところ、私に近いところへは、今度オリンピックがありますので、日本が先駆的になるのが、交通とか運輸関係のユニバーサルですか、インクルーシブであるとかアクセシビリティに関するサービス標準というのが日本は進みますので、そのようなものを世界標準に押し上げていくというのも1つの戦略で、そのような戦略的なところを幾つか据えて、そこに関して関係のある企業を募って、恐らく業界横断的になってしまうのです。それはもうそれでしょうがないと。そこで、それはどこか適切な民間の機関が胴元になってくれるのか、どこかの学会がやるのかはまだわかりませんが、主体的にやるところを決めて、さっさと動くというようなものが必要な気がしています。

この中にもマネジメントができて、サービスができてという話がありますが、やはり私からすると欧州がものづくりからサービスに産業が移ってきている。日本だって移っているのですが、そこに関して、先ほどから話がありますように、標準というのをうまく使って、プラットフォームのビジネスなりなんなりをとっていこうというような動きがみえますので、そこに対して、日本としておくれたいけないところ、もしくは、実は力があるのだけれども、出ていけないところとか、そういうのは戦略的に押さえていかないといけないと思います。それ以外にもたくさん小さいサービスのものがあるのは適宜業界をつくっていくなりなんなりというのでサポートすればいいと思いますけれども、私が問題意識をもっているのは、比較的大きなトピックということです。

○日高委員長 わかりました。サービスといってもモノにかかわるサービスですと、多分それは製造しているところの業界がまずはイニシアチブをとって、その中でサービスのものをいろいろ展開する。だから、やはり今は足がかりがない、または業界横断的なサービスなので、私としては、もしそういうものがあつたらいいと思いますが、それこそ、



それは産総研で何かこういうものをつくったほうがいいのではないのでしょうか。この指とまれというようなイニシアチブをとってもいいかなとは思いますが、そういうことは難しいのでしょうか。

○持丸委員 別にそういうわけではなくて、産総研はもちろんそういう意味ではイニシアチブをとっていきたいと思いますし、産総研だけではなくて、個別の名前を出していいのかわかりませんが、例えばJ I S法の改正がおそくなるのであれば、J S Aさんみたいなところで少し母体をもっといただきながら連携してやっていくとか、部分的には、例えばJ I Sができないのであれば、J S Aの標準みたいな形で1回置いて、それを今度はI S Oに先に上げていくというようなアクションも必要なかなと思っています。

○藤代国際標準課長 済みません、メインテーブルについていないので、私がかわりに答えていいかどうかかわからないのですが、それについては、日本規格協会の団体規格というスキームをつくることを検討していらっしやいまして、今、持丸委員がおっしゃったようなI S Oにするためには、まず税制であったり、そういったことも今現実的には検討というか、走り出そうとしております。

○保坂大臣官房審議官 済みません、海外出張中だったものですから1回目の会議を欠席をしました。もともと今回、法改正をするということに踏み切った経緯から話したほうがいいと思うのです。Industry4.0に始まって、I o Tになり、I C Tになり、A Iになりということになりまして、私も自動車課長をやっていましたので、申し上げますと、自動車もシェアリングエコノミーになってサービスと一体だということで進むので、うちの標準部の体制が、しかも歴史的に日本は国がかなり標準にかかわっているわけですが、アメリカなどはもともとは民間でやっておられて、ドイツもそういう形でやっているという形で、基本的には欧米は民間の皆さんが自主的にやっておられて、したがって、認証がビジネスになってということをやっているわけです。それが悪いということではなくて、日本は経緯が、これは歴史的にいろいろありますので、中国も当然国と一体になっていきますので、それ自体がおかしいということではないのですが、それで標準が変質をしてヨーロッパなり、中国なり、あるいはアメリカなりが標準を使ってビジネスの中に突っ込んでくるということになったものですから、ところが、それがモノとサービスが一体になる。昔のサービスも、今までだって別に今のJ I S法でもサービスをやっていなかったといえれば、現実にはやってきたわけで、なぜここで法律改正をしなければいけないのかということの本来の意図は、全体やI o Tでモノとサービスが一体化するところの体制に対応しよ

うと思うと、正直いって、今の標準部の体制で役人が2年に1回かわる上で、全体の人員の削減に物すごくかかっている中ではとても対応できないというところが発想の発端でございます。

それで指定法人をつくるというのは、指定法人の方たちに、例えば規格協会が指定法人になるかどうか手を挙げてくるか決まっているわけではありませんが、法律が通れば、JSAとかであれば、ある程度の人のプロフェッショナルとかそういう要員もあるので、そこを考えないと、うちの原課も自動車課などは技術班がキープされておりますが、全体の人員の削減と福島原発の対応で、各原課の技術班は結構消滅してしまっていて、そういう意味で、非常に脆弱な体制になっているので、我々標準部のところが相当頑張らないと、基準認証のところが原課を支える形にならないと、とてもではないけれども、回らないという危機感から去年の夏から始まっている議論でございます。

したがって、きょうの話の中では、法律の改正の案で皆さん何か異論があるわけでは全然なくて、その先のこと、サービスとの一体のところ、間が抜けてしまっているのを、これはどうするのですかとか、どのようにやっていくのですかというところを考えてくれということだと思っておりますので、それは今正直走りながら考えていますし、それは政治家のほうにもいろいろな方たちがいろいろいっていることも皆さんわかっていて、AIであれば、人工技術戦略会議を内閣府につくって、文科省、経産省、総務省が集まって、それにこれから農林省なり国交省が入ってという形でやらないと縦割りでやっているのではとてもではないけれども、回りませんのでということなのですが、標準のところは依然として縦割りにになっていること自体はかなり危機的な状態にあって、まずそこをどのようにしていくのかというのが1点。

もう1つは、山中さんがおっしゃっていましたが、では、仮にサービスのところで勝負に行ったときに、つくるところまでではなくて、各国のところにも採用してもらってというところを、一体それが今度は産業界の方たちだけでやるのかということなのか、あるいは先ほど金森さんたちもおっしゃっていましたが、国と一体でやってという、各国でやるというようなやり方もあるので、その戦略まで本当は立て切らなければいけないのですが、ちょっとそこまで今手が回っていないので、現実には、これは走りながらそこまでつくっていかなければいけないということだと思っておりますので、法律改正をやりつつ、そのところをつくっていくのを考えたいということなのです。通商政策局のほうには、今ルール形成室というのができまして、日本の知的財産権法をアジアの国に入れてもらうとか、

そういう日本の法律の立てつけをアジアに普及するとかということを経営的にやる部門ができてきているのですけれども、そういう体制に標準部のほうの頭を変えていくためにも、法律改正をした上で規格協会なり、あるいは各工業会、300ある工業会のそれぞれ強い工業会もおありになるので、強い工業会の方たちとも相談しながら、指定法人でどれくらい手を挙げてくるかちょっとわかりませんが、ちょっと戦略をつくっていくということをやりたい。

J I S Cの会長は、友野会長でございます、新日鐵から来ています。友野会長からはそこはきつくいわれていまして、法律の改正の議論をしたときに、歴史的にこういう形で来ていますので、国が丸抜けするというのはよくない。そのかわり、国と民間がどういう形でやっていると、サービスも含めたところの戦略がうまく整うのかということをよく考えてくれといわれて、そこまで実は頭がまだいっていないのですけれども、きょういただいた議論を踏まえてというか、考えてはいるのですが、まさにできていないところをきれいに皆さんにいわれた感じがありますので、そこはこれから考えてきますので、ちょっとお時間をいただきつつということと、皆さんのお知恵を拝見しつつということなので、そのところはこれからさらに議論を続けていきたいと考えています。

○日高委員長 末松局長から何かありますか。

○末松産業技術環境局長 今、保坂から申し上げたとおりで、法律の議論というのは、多分土台をしっかりとつくるといふことなのですから、今法律を直して、次の段階で次のことを考えるという状況ではないと思っていますので、そこは並行してやるということだと思います。

法律改正の議論をしていて、やはり縦割りでやっているとはいけないう話、今度、法律が変わると関係省庁とかでもどこはどこというか、サービスという、どこはどこと考えていたら法律はできなくなってしまうので、またみんなでやろうというような意識も出てきていると思います。

あと、標準の戦略というのは、多分それによって消費者の方の利便が広がるという話と、それをうまく企業が使って企業戦略でやっていく、いろいろな面があると思います。それを忘れないようにしながら、日本という観点でいけば、この標準という戦略を使って、対海外とか世界に向かってうまく活用していくというやり方をきちんと考えていくというのがこれから重要だと思います。

そのために、今サービスを対象としていないみたいなこと、最低限のこととか、迅速化

を阻害するようなことについては、法律をきちんと直して、直しただけではそれは解決しないので、プラスの戦略を皆さんのご指導を受けながら、これから考えていくということが大切ではないかときょうも強く思いましたので、これからいろいろな作業をする中で、さらにいろいろご意見をいただいて、一段階、二段階というのが一緒に動けるように、我々事務方としても頑張っていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○日高委員長 保坂審議官、続いて、末松局長にもご発言いただいて、ありがとうございますお願ひしました。

ある意味、本音を聞かせていただいたような気がいたします。委員の皆様方からも、今日は本音のご意見をいただきまして、次回答申をまとめるということに向かって、1つのある枠組みをまずつくることのできたと思えます。それがないと本当に支離滅裂な、それぞれの動きが分散してなかなかまとまらないということで、1つの方向性をまずは出して、それに対して、どう実現するかというところについては、これはできるだけ皆様のご意見を入れたいと思えます。それらをあわせると、いわゆる玉虫色になってしまうので、そこは今後まさに審議官や、局長の発言にもございましたように走りながら考えて、そして、個別にはそれぞれの事情をそれぞれの原課、それぞれご担当の課と相談をしながら、まさに戦略をそれぞれのところでまずは考えていただくということが次に始まるのではないかと私自身は考えています。それぞれ今日ご発言いただいたような内容を、今後、法律が改正された後は進めていただきたいと思えます。

経済産業省の中でも、今まで全てのことに対応するには人材が足りないということもありましたので、ある部分、例えばJ I Sの制定に関しては、スピードアップをするためにも外部のいわゆるしっかりした機関で審議していただいて、細かい文言等はそこで決めてJ I S化を進め、さらにそれを国際標準にするなら、それはその方向に進むというような道をスピードアップするような、新しい仕組みができると考えます。それをどう活用するかはやはりそれぞれのところで考えていただくのがよいと思っております。

もう少し時間はございますけれども、何か追加でご発言はありますか。では、浅見委員、お願ひいたします。

○浅見委員 きょういろいろ議論があった中で、私の頭が整理されていなかったこともあって、お願ひがあるのですが、標準化でいろいろ議論されている中で、大別すると2つの側面があるなと思っております。ちょうど15ページに具体策、体制案というのがあるのですが、1つは、ある程度確立されたビジネスの中で、例えばある満たすべき基準をつくっ

て、それを標準化することで規制力を発揮するという一方で、ビジネス上の排他性、優位性をつくっていく、という考え方です。これは15ページの図でいうと、真ん中から右側に重点が置かれている。ですから、この領域は例えばスピード化とか、あるいは認証機関をどうするのだとか、アジアへの普及をどうするのだとか、そこが非常に重要になると。

もう1つは、今そもそも欧米とかで起きているのは、まだ形のない新しいビジネスを普及させて、そこで優位なポジションをとろうという争いですが、これは15ページの図でいうと、左と真ん中にかかっている部分かなと思います。ですから、そここのところでは、議論として官民の戦略をどうつくるかとか、業界でどう共有していくかというところがかなり重要で、その中でサービスをどう考えるか、I o Tをどう使うか、国際的にどういう競争力を日本は確保するのかみたいな議論ができると思うので、こちらはじっくり考えてといっても余り時間をかけられないですが、戦略的にやったほうがいいかなと。

そのこの2つの観点がまじってしまうとちょっとややこしいので、そこは何がしか、議論の場のポイントがわかるようにまとめていただきたいというお願いを申し上げました。

○日高委員長 ありがとうございます。要するに総花的にならないで、ちゃんとうまく仕分けをして、この部分はこういう方向でいこう、というようなこともしっかり答申には盛り込んでいきたいと思います。最後は、もちろん答申は全部文章になるのですが、できるだけ簡潔な言葉で何か結論がわかるような、わかりやすい形であることも必要かなと思います。全部読めばわかりますというのだとなかなか難しいので、そういう書きぶりというものもあるかなと思います。

ちょうどよい時間的にになりました。恐らく本当はもうちょっと言いたいとおっしゃる方がいると思いますが、今日の議論を事務局のほうでまとめていただいた後、またそれぞれ個別にご相談をするような機会を多分事務局は考えられていると思います。そういう機会も捉えていただき、この短い時間では少し言い足らなかったこともあろうかと思っておりますので、ぜひそこで事務局と話をしていただければと考えております。

今日はほぼ計算どおりの時間配分で、その中で大変活発なご議論をいただきまして、ありがとうございます。最初に申し上げましたが、今日いただいた議論につきましては、事務局がまず整理をして、次回の答申案に反映すると同時に、事前に皆様方のご意見をいただきたいものが多分出てくると思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

あと、事務局から何かございましたら、よろしく願いいたします。

○萩原基準認証政策課長 ありがとうございます。たくさんコメントをいただいて、最

後に委員長から大変厳しい、あと1ヵ月どうなるのだろうと思いつつも、今回は第3回基準認証小委員会、7月21日ということで、しばらく時間があきますので、10時から12時までを予定してございます。皆様のコメントを踏まえて、私ども作業いたしまして、改めてご相談に上がりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。またつくった資料については、事前に皆さんのご意見を踏まえたものをお送りした上で、次回の議論に役立てていただければと思います。会議室等は、また改めてご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

○日高委員長　それでは、本日の小委員会につきましては、これにて閉会させていただきます。皆様ご参加いただき、どうもありがとうございました。

——了——